

令和3年 第3回

苓北町農業委員会総会会議録

令和3年第3回 荻北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年3月5日（金）
午前9時10分から午前9時55分
 2. 開催場所 荻北町役場2階 庁議室
 3. 出席者
(農業委員)

| | |
|-----------|----------|
| 1番 荒木 義孝 | 2番 小野 三幸 |
| 3番 坂西 庄三 | 4番 山下 正道 |
| 5番 平井 多貴子 | 6番 塚田 修彦 |
| 7番 大仁田 金次 | |
 4. 本日の欠席委員（0名）
 5. 議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第1. | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日程第2. | 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第3. | 議案第52号 農用地利用集積計画の認定について |
| 日程第4. | 議案第53号 非農地判断について |
| 日程第5. | 議案第54号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積 及び空き家に付属した農地の別段面積の設定について |
| 日程第6. | その他 |
 6. 総会書記（農業委員会事務局職員）
事務局長 宮崎良成 局長補佐 西川弘美 主事 松野 巧
 7. 会議の概要
 1. 開会 開会 午前9時10分
- 事務局 おはようございます。
本日は総会終了後に研修会を計画しました関係で、30分繰り上げての開催とさせていただきました。
それでは只今から令和3年第3回荻北町農業委員会総会を開会致します。
まずは、大仁田会長からご挨拶をお願い致します。

大仁田会長

改めまして、皆さん、おはようございます。
ようやく春めいてまいりましたが、レタスの方はもう最終回の方に差しかかっております。それでは、総会後に研修会も控えていますので時間もありませんので、早速審議に入りたいと思います。
以上です。

事務局

はい、ありがとうございました。
本日は、全員出席でございます。
出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します。

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の平井委員さんと6番の塚田委員さんに お願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、西川氏、松野氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。

令和3年3月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の畠1筆、面積は、595m²です。
転用の目的は、駐車場、漁具倉庫及び作業場です。

事務局

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は、漁業を営んでおり、令和2年の台風で漁港内にあった漁具倉庫が崩壊し使用できなくなり、漁具置き場を探していた。また、自宅の敷地内に駐車場もなく家から離れた場所に駐車しており、以前から不便を感じていた。申請地は耕作されておらず、自宅に隣接していて利便性も良いため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を駐車場、漁具倉庫及び作業場として転用したい。」ということです。

申請地は、4ページから6ページをご覧いただきたいと思いますが、場所は町道折山線から農道折山6号線に入ったところです。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。申請箇所は概ね10ha以上の広がりの区域内にある第1種農地です。第1種農地は原則許可できませんが、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは、例外的に許可をすることができるとなっています。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

はい。2日前、譲受人さんのところにお話を聞きに行きました。現地は今耕作されておらず、譲受人さんの家の前の畠でした。漁港の方にあった倉庫が大破して跡形もない状態ですので、今は他の場所を間借りして漁網等置いてあるらしいんですけどできたら自分の家の近くで倉庫、作業等できるようにということでございました。譲渡人さんともお話しさついているようでございます。以上になります。

議長

はい、ありがとうございました。他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

小野委員

漁業関係の倉庫、作業場を建てたいということですけど、こんな漁業関係の倉庫とかは海べたじゃなくても良いんですか。不便じゃないんですか。

坂西委員

本来は港にあったら1番良いんでしょうけど、もう一回建てるにしても漁業者が少ないものですからある程度の人数がいないと前みたいに建てるというのは無理なんでしょうね。

小野委員

前は共同で建ててあったのですか。今回は自分で建てるということなんですね。

坂西委員

前は何人か漁業者で作ってあった訳ですが、申請してから長くかかるんじゃないですかね。

小野委員

現在は荒れ地になっているのですか。

坂西委員

そうです。現在は作っていない状態です。

議 長

他にございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めてます。

(全員賛成)

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議 長

日程第3. 議案第52号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。この件につきましては、私と荒木委員さんと平井委員さんが関与する案件でございますので、会議規則第10条の議事参与の制限に基づき退席をお願い致します。なお、会議規則第16条により会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。とありますので、この後の審議を職務代理者の塚田委員さんにお願い致しまして退席致します。塚田委員さんよろしくお願ひ致します。

(大仁田会長、荒木委員、平井委員退席)

議 長

只今説明がありましたように、会長が退席されましたので私がその職務を代理します。よろしくお願い致します。

(塚田職務代理人)

改めまして、日程第3. 議案第52号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、7ページをお開きください。日程第3. 議案第52号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。

令和3年3月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

8ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の5年未満の新規が2件ございます。

詳細は田2筆 2, 592m²です。明細は9ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の5年以上の新規が165件ございます。

詳細は田133筆 197, 913m²、畠32筆 28, 876m²、計165筆の226, 789m²です。明細は10ページから26ページに記載しています。

続きまして、利用権設定の5年以上の再設定が5件ございます。

詳細は田2筆 6, 853m²、畠3筆 4, 015m²、計5筆の10, 868m²です。明細は27ページに記載しています。

続きまして、所有権移転が2件ございます。

詳細は田1筆 174m²、畠1筆 433m²、計2筆の607m²です。明細は28ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長
(塚田職務代理者)

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

議長
(塚田職務代理者)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。
全員賛成でございますので、議案第52号は原案どおり認定することに致します。

議長
(塚田職務代理者) 議事参与の案件が終了しました。
会長と荒木委員さんと平井委員さんの入室をお願い致します。
(大仁田会長、荒木委員、平井委員入室)

議長
(塚田職務代理者) 職務代理の案件が終了しましたので、自席へ戻ります。
これ以降は大仁田会長よろしくお願ひ致します。

議長 塚田委員さんには職務代理ありがとうございました。
それでは、日程第4、議案第53号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、29ページをお開きください。日程第4、議案第53号
非農地判断について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当する
か否かの判断について附議する。
令和3年3月5日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否
かの判断について審議していただくものです。

今回30ページから51ページに記載の11人から、都呂々の農地
21件について個人申請があったため、令和3年1月22日及び25
日に塚田委員及び事務局職員で現地調査を行っております。

位置図及び字図につきましては52ページから65ページに図示し
ております。場所は大きく分けて都呂々の字4箇所になります。調査
の結果につきましては、55ページ、58ページ、61ページ、66
ページに記載しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある
方は、挙手をお願いします。

塚田委員 はい。非農地確認について、1月22日に事務局の西川さん、松野
さん、私の3人で確認に行ってきました。一部につきましては、先月
の総会時の非農地判断の際に行ってきたところであります。件数が多
ございますので、一括でよろしいでしょうか。

議長

はい。

塚田委員

資料の 53 ページの件につきましては、河川のすぐ横で以前は田んぼだったと思うんですけど、現況は岩盤が出て大きな石が畑に入っていて耕作できるような状態ではありませんでした。あの件につきましては、都呂々の轟団地の以前はみかん山になっていたと思うんですけど山頂付近の急勾配の畑でして、そこはみかんの廃園になってから畑自体も崩れてまして基盤整備とかしても畑にできるような状態ではないなと判断してきました。都呂々の大羅の方は以前は畑に何かしら作物を作られていたようですが、現況は家が誰も住まわれてなくて荒れ果てていて大きな木なんかも出てきて荒廃しておりました。これも再生しても農地としてはできないだろうと見ましたので非農地として適当であると判断してきたところです。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

平井委員

こういうところは、道路は通っているのですか。

塚田委員

はい。

平井委員

ということは、昔はみかんを植えられてたり、何かを耕作されていたんでしょうからね。元々はこんなに荒れていた訳ではないんでしょから。みかん園が廃止になってから非農地になっている感じもしますので。

塚田委員

杉の防風林みたいな感じの跡はあるんですけどもうみかんの木なんかも全然なくてですね。たぶん果樹園だったんだろうなという感じです。

議長

他にございませんか。

(ありません) の声あり

議長

無いようでございますので、調査対象の 21 件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の21件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します。

議長

続きまして、日程第5. 議案第54号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の設定について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、67ページをお開きください。日程第5. 議案第54号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積及び空き家に付属した農地の別段面積の設定についてでございます。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の別段面積（下限面積）として設定できることになっております。併せて、「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、別段面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、新年度の別段面積（下限面積）の設定について以下のとおりご提案させていただくものでございます。

(1) 苫北町全域について、別段の面積（下限面積）を引き続き40アールと設定する。

(2) 空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の条件を満たす場合は、1アールと設定する。

理由と致しましては、(1)について、2015年農林業センサスにおいて、苫北町は農地法施行規則第17条第1項第3号に定める基準「下限面積未満の農家戸数が全体の4割」を越えていることと苫北町管内の農地状況や遊休農地面積等を考慮した結果、現行の下限面積を維持することが最適と判断されるためでございます。

これに関しましては、本年2月12日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして、天草地域で格差が生じないように、引き続き天草管内は、ひとしく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することとなっております。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。

事務局

(2)について、以前から2市1町の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして、何度か協議を重ねられ、天草市と上天草市はすでに要綱を定め、令和2年4月1日から施行されております。苓北町としましては、昨年2月の総会で皆様に取扱基準の素案をご説明しておりましたが、空き家バンクの方が募集をされておりませんでしたので、要綱を定めるところまで至っておりませんでした。けれども空き家バンクの担当課の方で、令和2年10月に苓北町空き家バンク制度要綱の見直しをされ募集を開始されましたので、今回新たにこの(2)をご提案しております。

農地の権利取得におきましては農地法第3条による制限がなされていますが、「空き家に付属した農地」取得に係る下限面積要件緩和につきまして、今後本町の定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用及び解消に寄与するためでございます。

詳細につきましては、資料の68ページをお開き願います。
主な部分をご説明いたします。

ページ下段の第3条をご覧ください。面積につきましては、空き家に付属した農地に限定して別段面積を1アールとします。戻りまして、第2条の定義をご覧ください。3号は空き家が苓北町空き家バンクに登録されていること。4号は農地の全て又は一部が遊休農地、または今後遊休農地になる可能性のある農地であること。5号は空き家及び空き家に付属した農地の所有者等が同一であること。6号は空き家バンクに登録された農地であること。の意味です。これが主な要件となります。また、ページ最下段の第4条の適用条件では、権利を取得しようとする人は、投機目的の農地取得を防ぐため、3年間は耕作することとしています。

具体的な手続の流れとしましては、①空き家に付属した農地指定の申請を農業委員会に行います。②農業委員会が現地確認を行い、総会にて適否を判断します。適用と判断された場合は公示します。その後の所有権移転手続きにつきましては、農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出し、総会にて審議、許可書の発行となります。

以上が、空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の説明となります。本日ご了承いただけましたら、告示を経て、令和3年4月1日から施行と考えております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から下限面積についてご説明がございましたが、1番と2番に分けて審議をいたしたいと思います。

1番の今までどおりの下限面積40アールにつきまして、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、苓北町全域についての別段面積は、今までどおり40アールにするということで決定をいたしたいと思います。

2番の空き家に付属した農地、この別段面積を1アールとするということで、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

これは、説明にありましたように、天草市、上天草市は、昨年から取り入れている条項でございます。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、空き家に付属した農地の別段面積は、1アールにするということで決定をいたしたいと思います。

1番、2番は原案どおり承認ということでよろしくお願ひ致します。

議長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願ひ致します。

事務局 事務局からその他事項がございます。

1. 農用地利用配分計画の認可について
2. 令和3年度苓北町農業労働賃金（基準額）について
3. 令和3年度農業委員会総会開催日程について
4. その他

次回、令和3年第4回総会は、令和3年4月9日（金）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。
事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長 無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和3年第3回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前9時55分

会長

署名委員

署名委員